

○明和町水道事業給水条例

平成6年9月9日条例第18号  
改正  
平成9年3月25日条例第7号  
平成10年3月23日条例第8号  
平成12年3月17日条例第24号  
平成12年12月25日条例第47号  
平成15年3月10日条例第10号  
平成18年9月26日条例第26号  
平成22年3月9日条例第6号  
平成23年3月23日条例第10号  
平成26年3月20日条例第3号  
平成28年3月15日条例第22号  
令和元年9月11日条例第19号  
令和3年12月21日条例第22号

明和町水道事業給水条例

明和町水道事業給水条例（昭和60年明和町条例第15号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
  - 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第17条）
  - 第3章 給水（第18条—第29条）
  - 第4章 料金、加入金及び手数料（第30条—第43条）
  - 第5章 管理（第44条—第49条）
  - 第6章 貯水槽水道（第50条・第51条）
  - 第7章 補則（第52条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他法令の定めがあるもののほか、明和町（以下「町」という。）水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 町水道事業の給水区域は、明和町の区域内とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において、「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- （1）専用給水装置 1世帯又は1か所で専用するもの
- （2）共用給水装置 2世帯又は2か所以上で共用するもの
- （3）私設消火栓 消火用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

第5条 削除

（工事の申込み）

第6条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、あらかじめ水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めたときは、当該工事に関する利害関係人の同意書等を提出しなければならない。

(第三者の異議についての責任)

第7条 工事の施行に関し、利害関係人、その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。

(工事申込みの保留)

第8条 第2条に規定する給水区域内であっても、配水管が布設されていない場所又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、工事の申込みの受付を保留することができる。

(開発行為等による事前協議)

第9条 給水区域内において、次の各号の一に該当する開発行為等を行おうとする者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ管理者と協議し、承認を受けなければならない。

- (1) 造成面積が1,000平方メートル以上で、転売を目的とする団地造成を行う場合
- (2) 口径75ミリメートル以上の給水管を必要とする場合
- (3) 計画1日最大給水量が30立方メートル以上の場合
- (4) 3階以上の建物を建築する場合
- (5) 管理者が協議する必要があると認めた場合

(工事の施行)

第10条 工事の設計及び施行は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した指定給水装置工事業者（以下「指定工事業者」という。）が施行する。

2 指定工事業者が工事を施行する場合は、工事着手前に管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完成後直ちに竣工検査を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

3 指定工事業者に関する事項については、管理者が別に定める。

第11条 削除

(給水管及び給水用具の指定)

第11条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適正に行うため、配水管分岐から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定工事業者に対し、配水管から給水管分岐工事及び分岐口からメーターまでの工事に関し、工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事の費用負担)

第12条 工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、当該工事申込者の負担とする。

(工事費の算出方法)

第13条 管理者において工事を施行するときの工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 諸経費
- (5) 事務費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とする場合の工事費は、その実費に前項の合計額を加算した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）とする。

3 前2項に掲げる費用の算出に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納)

第14条 管理者において工事を施行するときは、工事申込者は、設計により算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算額は、工事完成後精算し、過不足があるときは、これを還付又は追徴する。

(工事費の分納)

第15条 前条第1項の概算額は、新設工事に関する限り、臨時用給水のものを除き、管理者の承認を受け、3月以内において分納することができる。

(給水装置の変更等の工事)

第16条 管理者は、配水管の移転、その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当

該給水装置の使用者又は所有者の同意がなくても施工することができる。

2 前項の工事に要する費用は、その原因者の負担とする。

(開発行為等による工事の費用負担)

第17条 第9条に規定する事前協議を行い承認を受けた者(以下「開発事業者」という。)が、完成後町に帰属する道路を建設し、当該道路に配水管を布設しようとするときは、その工事に要する費用を負担しなければならない。

2 開発事業者は、町の給水を受けるため既設配水管を取り替え、又は配水管を新設する必要があるときは、その工事に要する費用も合わせて負担しなければならない。

3 管理者は、公益上必要な場合、その他特別の理由があると認めるときは、前項の規定によって負担しなければならない工事に要する費用を軽減又は免除することができる。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第18条 町は、非常災害、水道施設の損傷、公益上必要な場合、その他やむを得ない事情若しくはこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止することはない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても、町は、その責を負わない。

(給水の申込み)

第19条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第20条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)が、町内に居住しないとき又は管理者が必要と認めるときは、所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(代表者の選定)

第21条 次の各号の一に該当するときは、水道の使用に関する事項を処理させるため、所有者若しくは所有者の代理人又は水道の使用者(以下「水道使用者等」という。)は、代表者を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共用するとき。

(2) 給水装置を共有するとき。

(3) その他管理者が必要と認めるとき。

2 管理者は、前項の代表者を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第22条 水道の使用者は、その家族、同居人、使用人、その他の従業員の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

(権利義務の継承)

第23条 給水装置の所有権を継承した者は、これに附随する工事費、未納料金等の納入義務も、ともに継承したものとす。

2 給水装置を正規の申出なくして使用したときは、前使用者に属する義務を継承したものとみなし、前項を準用する。

(計量及びメーターの設置)

第24条 使用水量は、管理者の設置したメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

3 メーターの位置が管理上不適当となったときは、管理者は、所有者又は使用者の負担においてこの位置を変更させることができる。

(メーターの貸与)

第25条 管理者が設置したメーターは、水道使用者等に貸与し、これを保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、管理者が別に定める損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止及び変更等の届出)

第 26 条 水道使用者等は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を開始又は中止するとき。
- (2) メーターの口径又は用途を変更するとき。
- (3) 消火演習に消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者又は代表者の氏名若しくは住所に変更があったとき。
- (2) 所有者又は代理人に変更があったとき。
- (3) 共用給水装置の使用世帯数に異動があったとき。
- (4) 消火に使用したとき。

(消火栓の使用)

第 27 条 消火栓は、消火又は消火演習の場合のほか使用してはならない。

2 消火栓を消火演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会を要する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

(給水装置の管理)

第 28 条 水道使用者等は、水道水が汚染し、又は漏水しないよう十分な注意をもって給水装置を管理し、水質又は給水装置に異常があると認めたときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の届出により、修繕等の工事を必要とするときは、その費用は、使用者等の負担とする。ただし、管理者が別に定める範囲における修繕等の工場の費用は、町が負担する。

3 第 1 項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第 29 条 管理者は、給水装置の機能又は供給する水道水の水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第 4 章 料金、加入金及び手数料

(料金の徴収)

第 30 条 水道料金 (以下「料金」という。) は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第 31 条 料金は、別表第 1 に定めるところにより算出した基本料金と超過料金との合計額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第 32 条 料金は、定例日 (料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。) にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって、定例日の属する月分として算定する。ただし、管理者が、やむを得ない理由があると認めたときは、これを変更することができる。

(使用水量の認定)

第 33 条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 漏水があったとき。
- (3) その他使用水量が不明のとき。

(共同住宅の料金の特例)

第 34 条 管理者は、各戸に専用の給水装置を設置することができない共同住宅の料金について、水道利用者等から申請があった場合、管理者が定める基準に適合していると認めたときは、各戸の使用水量は均等とし、メーターは、13 ミリメートルの口径がそれぞれ設置されているものとみなし、第 31 条の規定を準用し計算した額の合計額を料金とすることができる。

(特別な場合における料金の算定)

第 35 条 月の中途において、水道の利用を開始し、若しくは中止し、又は給水を停止した場合における料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が、基本水量の 2 分の 1 以下のときは、基本料金の 2 分の 1 の金額
- (2) 使用水量が、基本水量の 2 分の 1 を超えるときは、1 月とみなして、前条の規定により算定した金額

2 月の中途において、給水管の口径又は用途を変更した場合における料金は、その使用日数の多い方の料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の予納)

第 36 条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際、管理者が定める料金の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算額は、使用中止の届出があったとき又は管理者が使用中止の状態にあると認めたとき、これを精算する。

(用途及びその他の認定)

第 37 条 用途、その他算定基準の届出が事実と相違するときは、管理者がこれを認定する。

(無届使用に対する認定)

第 38 条 前使用者の給水装置を無届で使用した者は、前使用者に引続いて使用したものとみなす。

(料金の徴収方法)

第 39 条 料金は、納入通知書による納入又は集金若しくは口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が、毎月徴収の必要がないと認めた者については、この限りでない。

2 共用給水装置の使用者の料金は、その代表者が一括とりまとめのうえ徴収に応じなければならない。

3 水道の使用を中止し、廃止し、又は給水を停止したときの料金は、その都度これを徴収する。

4 水道使用の中止又は廃止の届出がないときは、水道を使用しない場合であっても、基本料金は徴収する。

(加入金)

第 40 条 給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増す場合に限る。以下本条において同じ。)工事をしようとする者から、当該工事ごとに別表第 2 に掲げる給水管の口径の区分に対応する金額の給水加入金(以下「加入金」という。)を徴収する。ただし、改造工事の場合は、新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額との差額を増径分に対する加入金とする。

2 加入金は、工事申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申込み後徴収することができる。

3 新設の工事をしようとする者が、現に所有する給水装置を廃止して、これと同口径の給水装置を新設しようとするときは、加入金は徴収しない。

4 加入金を納入した者が、給水装置を廃止した場合においても、既に納入した加入金は還付しない。

(手数料)

第 41 条 手数料は、別表第 3 のとおりとし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申込み後徴収することができる。

(料金等の減免)

第 42 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(強制執行等)

第 43 条 料金、加入金、手数料その他の費用を指定する期限内に納入しないときの取扱いについては、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 171 条の 2 の規定の例による。

## 第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 44 条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を命じ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項に要する費用は、措置を命じられた者又はその必要を生じさせた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 45 条 管理者は水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第46条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道利用者等が、この条例による料金、加入金、手数料、工事費等を納期限までに納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、使用を中止したと認められるとき。
- (3) 水道の利用者等が、正当な理由なくして係員の職務の執行を拒み、又はこれを妨げたとき。
- (4) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第47条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、90日以上所在不明で、かつ、利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態であって、かつ、将来使用の見込みがないとき。

(過料)

第48条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、5万円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第6条第1項の承認を受けずに、給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由によらず第24条第2項のメーターの設置、第32条のメーターの点検、第44条第1項の給水装置の検査又は第45条及び第46条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第28条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第31条の料金、第40条第1項の加入金又は第41条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (5) 前各号のほか、この条例又はこの条例に基づく規程に違反した者

(料金等を免れた者に対する過料)

第49条 町長は、詐欺その他不正の行為によって、料金、加入金又は手数料の徴収を免れた者に対し、その金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科すことができる。

## 第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第50条 水道事業管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 水道事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第51条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第7章 補則

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の条例の規定によりなされた承認、検査、その他の処分又は申込み、届出、その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

附 則(平成9年3月25日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改定後の明和町水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月23日条例第8号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月17日条例第24号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月25日条例第47号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月10日条例第10号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月26日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月9日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、平成22年7月1日以後に給水量が確定する水道料金から適用し、同日前に給水量が確定した水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月23日条例第10号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日条例第22号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月11日条例第19号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第3（第41条関係）手数料3及び手数料5の金額については、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和3年12月21日条例第22号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第31条関係）

水道料金（1か月当たり）

種別	給水管の口径	基本水量	基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> 当たり)
専用	13 mm	10 m <sup>3</sup> まで	1,210 円	11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで 121 円
	20 mm	10 m <sup>3</sup> まで	1,452 円	21 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで 157.3 円
	25 mm	10 m <sup>3</sup> まで	3,278 円	51 m <sup>3</sup> 以上 181.5 円
	30 mm	10 m <sup>3</sup> まで	6,666 円	
	40 mm	10 m <sup>3</sup> まで	12,122 円	
	50 mm	10 m <sup>3</sup> まで	19,404 円	
	75 mm	10 m <sup>3</sup> まで	41,228 円	
	100 mm	10 m <sup>3</sup> まで	56,991 円	
臨時用			口径別基本料金の2倍の金額	各超過料金の2倍の金額
消火演習用			1回5分以内につき1,210 円	1回30分を超えてはならない

別表第2（第40条関係）

給水加入金

給水管の口径	加入金の金額
13 mm	93,500 円
20 mm	130,900 円
25 mm	228,800 円
30 mm	414,700 円
40 mm	809,600 円
50 mm	1,304,600 円
75 mm	3,265,900 円
100 mm	7,713,200 円

別表第3（第41条関係）

手数料

1 設計審査手数料

内容	金額
工事1件につき	1,000 円

2 工事検査手数料

内容	金額
工事1件につき	1,000 円

3 消火栓使用立会手数料

内容	金額
使用1回につき	300 円

4 指定工事業者の登録手数料

内容	金額
登録1件につき	14,000 円
更新1件につき	7,000 円

5 証明手数料

内容	金額
証明1通につき	300 円

6 開閉栓手数料

内容	金額
開閉栓1回につき	500 円